平成２３年（フ）第２１８号
三重県鈴鹿市若松東３丁目１番５号
破産者　株式会社久保組
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
広島市南区東雲２丁目３番36―601号
破産者　今村　義和
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３号
横浜市戸塚区南舞岡１丁目31番29号
破産者　株式会社ヤハタ工業
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９号
名古屋市北区清水４丁目12―14　ラフォーレシミズⅢ８Ｆ802号、住民票上の住所岐阜県高山市神田町１丁目71番地
破産者　宮沢　　隆
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
名古屋市昭和区川名本町３丁目53番地　川名本町パークホームズ205号、開始決定時の住所岐阜県下呂市森1064番地10
破産者　小林　一雄
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
北九州市門司区丸山３丁目５番６号
破産者　吉田　憲明
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１８号
大分市高城南町２番10号　グリーンヒル高城南201
破産者　森山　雅生
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０８号
神奈川県海老名市上今泉６丁目44番13号
破産者　佐々木國義
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７４号
横浜市都筑区南山田町4875番地の２
破産者　川見　三郎
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００９号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目８番５号　フルーティアかしわ台104
破産者　鈴木　晴雄
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０号
熊本県山鹿市久原5728番地１　久原団地18―２
破産者　小林　善弘
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３号
佐賀県唐津市鎮西町赤木2928番地
破産者　藤田　寶一
1　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
2　一般調査期日　平成24年12月17日午前10時45分
平成24年11月５日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１２２号
最後の住所愛媛県四国中央市川之江町2068番地の２
破産者　被相続人亡石村安一の相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成24年12月17日午後２時
平成24年11月６日　松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２６９号
岐阜市岩地２丁目11番５号
破産者　株式会社紙兵
1　破産債権の届出期間　平成24年12月５日まで
2　一般調査期日　平成24年12月21日午前10時
平成24年11月５日　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３１３号
大阪府寝屋川市明徳１丁目５番45―302号
破産者　末広　妙子
1　破産債権の届出期間　平成24年12月６日まで
2　一般調査期日　平成25年１月24日午後３時30分
平成24年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２号
千葉県市川市河原６―23号、開始決定時の住所京都府舞鶴市字女布764番地の１
破産者　北條　　勉
1　破産債権の届出期間　平成24年12月７日まで
2　一般調査期日　平成25年１月25日午後２時
平成24年11月２日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
香川県高松市国分寺町国分2262番地４
破産者　荒井　秋代（旧姓小田）
1　破産債権の届出期間　平成24年12月18日まで
2　一般調査期日　平成25年２月12日午後１時35分
平成24年11月６日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７９８号
堺市西区浜寺諏訪森町東３丁227番地
破産者　片山　公伸
1　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
2　一般調査期日　平成25年２月４日午前11時
平成24年11月５日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３１８９号
大阪府吹田市南正雀１丁目24番23―203号
破産者　鈴木　啓之
免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
平成24年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部